

資料 1 計画の経緯と体制

資料 2 市内の高齢者福祉施設等

資料 3 高齢者実態調査の概要

資料 4 関係用語集

## 資料1 計画の経緯

### 1 第3次春日井市高齢者総合福祉計画策定経緯

日 程	行 事	内 容
平成16年12月～ 平成17年 2月	高齢者の暮らしと介護に関するアンケート調査	計画策定のための調査
平成17年 5月24日	第1回高齢者総合福祉計画推進協議会	計画の進捗状況について 高齢者実態調査の概要について 介護保険制度改革関連法案について 高齢者総合福祉計画改定スケジュールについて
平成17年 8月26日	第2回高齢者総合福祉計画推進協議会	第3次高齢者総合福祉計画(骨子案)について 日常生活圏域の設定について
平成17年10月21日	第3回高齢者総合福祉計画推進協議会	基本目標について 第3次高齢者総合福祉計画(骨子案)について
平成17年11月 7日	市議会厚生委員会	第3次高齢者総合福祉計画(骨子案)について
平成17年11月24日	関係課調整会議	第3次高齢者総合福祉計画(骨子案)について
平成17年12月 1日	広報掲載	高齢者総合福祉計画(中間案) パブリックコメント
平成17年12月27日	第4回高齢者総合福祉計画推進協議会	第3次高齢者総合福祉計画(案)について パブリックコメントについて
平成18年 1月11日	高齢者総合福祉計画説明会	講演「共につくる福祉 知恵を生かす道」 高齢者総合福祉計画(案)の概要説明
平成18年 1月20日	第5回高齢者総合福祉計画推進協議会	第3次高齢者総合福祉計画(案)について パブリックコメントについて 市長へ提言
平成18年2月 8日	市議会厚生委員会	高齢者総合福祉計画報告

## 2 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
学識経験を有する者	堀内 守	名古屋大学名誉教授
	稲垣 薫	春日井市社会福祉協議会
保健医療福祉関係者	隈井 知之	春日井市医師会
	水野 隆司	春日井市歯科医師会
	伊藤 久美子	春日井市薬剤師会
	伊藤 昌之	春日井市老人クラブ連合会
	水野 千恵子	春日井市ボランティア連絡協議会
	浅見 伊勢子	春緑苑
	倉地 一美	グレイスフル春日井
	関 てる子	春日井保健所
公募による市民	井口 直幸	
	小原 明美	
	丸山 繁和	
	前原 有紀子	

### 3 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会要綱

#### (設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する介護保険事業計画並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18第1項に規定する老人保健福祉計画を定める春日井市高齢者総合福祉計画(以下「計画」という。)の策定並びに円滑な推進を図るため、春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げることについて協議する。

高齢者保健福祉サービスの実施状況の把握と評価に関すること。

高齢者の保健福祉施策の推進に関すること。

計画の策定に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験を有する者

保健医療福祉関係者

公募による市民

#### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

( 会議 )

第6条 協議会の会議は、市長から要請があったとき又は会長が必要と認めるときに会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 庶務 )

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

( 委任 )

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

#### 附 則 抄

この要綱は、平成12年6月15日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 春日井市高齢者総合福祉計画策定委員会要綱(平成10年7月8日施行)は、廃止する。